

# 第二次行動計画書

2009年7月1日

山岸株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることが出来、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2009年7月1日～2011年6月30日までの2年間

2. 内容

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 1. 年次有給休暇の取得促進と所定外労働の削減をはかり、社員全員が仕事と生活のバランスがとれるよう改善すること。

対策①年次有給休暇取得率90%以上にアップ（H21年対H23年）

- ・ H20年6月～H21年5月の年次有給休暇取得の現状を調査（全社員平均約60%）
- ・ 年休を計画的に取得できるよう休暇カレンダー等の導入
- ・ アニバーサリー休暇・リフレッシュ休暇の導入

対策②所定外労働時間67%削減（H21年対H23年）

- ・ H20/6～H21/5 所定外労働時間現状調査  
全社員12名月当たり33h→11hへ3/1化
- ・ 就業日夜8時まで一斉消灯できるよう業務効率アップ  
（最終退出者チェックリストを作成し、退出時刻を毎日記入）
- ・ 休日出勤は必ず振り替え休日を取る事を通達（H19/1月～）
- ・ アメーバー経営管理方式による人時当り採算目標の徹底
- ・ 定時退社日（ノー残業デー）を週一回設定する。

対策③ ①②を含め「労働時間等設定改善法」の主旨に則り、自主的な労使の話し合いを通じて改善を図るため、労使双方の代表

者による「労働時間等設定改善(WLB)委員会」(労4名、使2名、事務局 計7名)を設置(H21年5月12日通達)目標達成のための具体策の答申をH22年6月末までに実施する。

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1. 計画期間内に育児休業取得第一号モデルケース(H19年)に続き、新規取得者が続くよう拡大を計ること。

対策①2009年3月 育児・介護に関わる従業員のフレックスタイム制導入と就業規則改訂及び労使協定締結をし、社内周知を図る。

②特に子の看護休暇新設、時間外労働・深夜業の制限、育児短時間勤務(9時～16時の6時間勤務)等の活用を重点に周知する。

その他次世代育成支援に関する事項

目標1. 若年層のトライアル雇用を活用しての適性人材の雇用実現  
対策①実習・研修期間(3ヶ月)における適性が見極めと本人の希望との合致(H19/5、H20/10各一名正社員化実施)  
更にトライアルの活用による若年層の獲得(毎年1名以上)

以上